

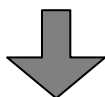
平成22年4月1日から雇用保険法の一部が改正されました。

～雇用保険の適用範囲が拡大されました～

短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲が次のとおり拡大されました。

【 旧 】

6ヶ月以上の雇用見込みがあり、一週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること



【 新 】

31日以上の雇用見込みがあり、一週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

北九州市八幡医師会